

基準 4 - 5

4 - 5 特別支援学校教諭の教職課程の場合

(1) 特別支援教育に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第7条第1項表に規定する科目（特別支援教育の基礎理論に関する科目など）ごとに、かつ、1又は2以上の免許状教育領域を定めて免許状の授与を受けることができるように開設されなければならない。

▼免許法施行規則第7条第1項表（備考を除く）

（特別支援教育に関する科目の修得方法）

第7条 免許法別表第1に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支援教育に関する科目		最低修得単位数				
		第1欄	第2欄		第3欄	第4欄
免許状の種類	特別支援教育の基礎理論に関する科目		特別支援教育領域に関する科目		免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育実習
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
	特別支援学校教諭	専修免許状	2	16		5
	一種免許状	2	16		5	3
	二種免許状	2	8		3	3

◆平成18年8月17日付教職員課事務連絡

問1) 「含む領域」に設定されている特別支援教育領域を数単位積み上げれば、「中心とな

る領域」の授業科目として読み替えることができるか。

答) できない。

「中心となる領域」については、あらかじめ「中心となる領域」として設定された授業科目でなければ、単位を積み上げることができない。

問 2) 認定を受けようとする課程に開設する授業科目のすべてを「中心となる領域」のみで構成することはできるか。それとも、「中心となる領域」以外に「含む領域」を有する授業科目を設定することが必要なのか。

また、「心理等に関する科目」と「教育課程等に関する科目」について、両方を併せ持つ科目を開設すべきか。

答) 前段：「含む領域」を有する授業科目の設定については、申請大学の判断により設定することができる。「含む領域」を有する科目をまったく設定しないこともできる。

後段：施行規則表の第 2 欄に定める授業科目については、「心理等に関する科目」1 単位以上、「教育課程等に関する科目」2 単位以上を含む科目の設定をする必要があるが、これらを満たした上で、「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」の両方を併せ持つ科目を開設することは可能である。また、第 3 欄に定める授業科目については、「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」の両方を併せ持つ科目を開設することは差し支えない。

問 4) 「知的障害者」、「視覚障害者」及び「聴覚障害者」の 3 領域について認定を受けようとする場合、他の 2 領域（肢体不自由者及び病弱者）に関する科目は、「中心となる領域」に関する科目を 1 科目も立てずに、「含む領域」に関する科目のみの開設で対応可能なのか。

答) 対応可能である。

問 5) 「知的障害者」、「肢体不自由者」及び「病弱者」の 3 領域について認定を受けようとする場合、「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の障害に関する科目」について、「視覚障害者」と「聴覚障害者」に関する内容を併せ持つ 1 科目 2 単位を設定することは可能か。それとも、2 科目 1 単位としてそれぞれの領域に関する科目を別個に開設しなければならないのか。

答) いずれにしても可能である。なお、第 3 欄科目には、当該教員養成課程が認定を受ける特別支援教育領域として定めた領域以外の領域に関する内容のほか、特別支援教育領域（5 領域）以外の領域（重複・LD 等領域）に関する内容を扱うことが必要である。

問 8) 「知的障害者」、「肢体不自由者」、「病弱者」の3領域について認定を受けようとする場合、「特別支援教育領域に関する科目」の16単位について、各領域の最低修得単位数4単位を超える単位については、各領域間のバランス等を考慮すべきか。たとえば、「知的障害者」4単位、「肢体不自由者」4単位、「病弱者」8単位とするより、「知的障害者」4単位、「肢体不自由者」6単位、「病弱者」6単位のように、各領域間でできるだけ均衡が取れるようにすべきか。

答) 特別支援学校教員免許状を取得できるように、各大学において、法令に定められた単位数の授業科目を開設しなければならないが、第2欄「特別支援教育領域に関する科目」の各領域間のバランス等については、各大学の判断によって、適切に対応されたい。

(2) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、第2欄の特別支援教育領域に関する科目については、視覚障害者に関する教育、聴覚障害者に関する教育、知的障害者に関する教育、肢体不自由者に関する教育又は病弱者に関する教育のうち、一に関する教育の領域を中心として教授するものでなければならず、当該科目において教授される内容が中心となる領域及び教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。

◆手引き別冊Q&A (No.41)

Q 「特別支援教育に関する科目」について、教育職員免許法施行規則第7条表第2欄及び第3欄の授業科目は、特別支援教育を内容とするものであれば、どのような授業構成でも問題ないか。

A 第2欄の「特別支援教育領域に関する科目」については、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育領域（以下、「5領域」という。）のうち、いずれか一つの教育領域を中心として教授する授業科目でなければならない。また、「中心となる教育領域」以外の教育領域を含む場合には、「含まれる教育領域」を明確にすることが必要である。

また、第3欄の「免許状に定めることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」についても、「含まれる教育領域」を明確にすることが必要であり、さらに「中心となる教育領域」があれば、明確にすることが必要である。

なお、第2欄及び第3欄において、それぞれ「心理、生理及び病理に関する科目」と「教育課程及び指導法に関する科目」の2種類の科目区分があるが、それぞれの科目で扱うべき内容は異なっており、各授業科目において、障害種に応じた適切な内容を取り扱うことが必要である。各授業科目の授業計画はもとより、教育課程全体において学生が体系的に学修できるように編成すること。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A (No.42)

Q 上記質問にある「中心となる教育領域」と「含まれる教育領域」は具体的にどのように判断すれば良いか。

A 授業科目のシラバスにおける授業計画中、半分以上の時間において一の教育領域の内容を取り扱うこととなっている場合には、その教育領域を「中心となる教育領域」として取り扱うことが適当である。「含まれる教育領域」については、授業計画中取り扱われている「中心となる教育領域」以外の教育領域を指す。

◆手引き (平成25年度改訂版) 185頁

Q 認定基準4-5(2)における「教授される内容が含まれる領域」とは、何を意味するのか。

A 「教授される内容が中心となる領域」として定められた領域を除き、当該科目において含まれる教育に関する領域は全て、「教授される内容が含まれる領域」である。

Q 教育職員免許法施行規則第7条表における「特別支援教育領域に関する科目」の開設科目は、一の教育に関する領域で開設可能なのか。

A 可能である。

教育職員免許法施行規則第7条表備考第2号に定められる、視覚障害者に関する教育、聴覚障害者に関する教育、知的障害者に関する教育、肢体不自由者に関する教育又は病弱者に関する教育(以下、「5領域」という。)のうち、いずれか一の教育に関する領域を中心として教授する授業科目でなければならない。

(3) 施行規則第7条第1項表に定める科目のうち、第3欄の免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目については、当該科目において教授される内容が含まれる領域を明確にしておかなければならない。また、教授される内容が中心となる領域がある科目を開設する場合は、当該領域を明確にしておかなければならない。

なお、当該科目における「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者(発達障害者を含む。)に対する教育に関する事項」には、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)に関する内容を含むものとする。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A (No.43)

Q 教育職員免許法施行規則第7条第1項表第3欄の「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」において、具体的にどのように授業科目を開設すればよいのか。同項表備考第3号における「その他障害により教育上特別の支援を必要とする

者に対する教育に関する事項」とはどのような内容を指しているのか。

A 教育職員免許法施行規則第7条第1項表第3欄の単位は、同項表備考第5号に基づき、5領域のうち、免許状に定められることとなる教育領域以外と複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項について単位を修得することが必要となっている（全ての事項に関して「心理、生理及び病理に関する科目」と「教育課程及び指導法に関する科目」の内容を取得することが必要である。）。

免許状に定める特別支援教育領域によって、第3欄の科目として修得すべき内容が異なるため、各大学においては、教職課程認定を受けようとする特別支援教育の領域に応じて、必要な事項を含めた授業科目を開設すること。

授業内容については、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムを参照の上、作成すること。

◆平成18年8月17日付教職員課事務連絡

問9)「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」について、各領域において「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」は必ず開設し、学生が履修しなければならないのか。

例) 聴覚障害者に関する教育の領域に係る課程においては、「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」として「視覚障害者」、「知的障害者」、「肢体不自由者」、「病弱者」及び「重複障害・LD等」に関する「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」の内容を含む科目が必要であるのか。

答) 第3欄「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」においては、第2欄「特別支援教育領域に関する科目」に定める領域以外の各領域において、「心理等に関する科目」または「教育課程等に関する科目」を開設すればよい。上記問の例)においては、視覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び重複・LD等の各領域において、「心理等に関する科目」または「教育課程等に関する科目」を開設する必要がある。

問10) 5領域すべての領域の認定を受けた場合、「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」に設定すべき領域は「重複障害・LD等」しか設定できないのか。

答) この場合、第3欄「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」においては、少なくとも、「中心となる領域」を「重複障害・LD等」とした授業科目を5単位以上開設しなければならない。ただし、これを満たした上で、「重複障害・LD等」以外の領域を含めた授業科目を開設することは差し支えない。

たくさんの障害種がでできます。特別支援学校教諭免許状の課程認定を受けるためには、どのような障害種についての科目を開設する必要があるのか、ということになります。

特別支援学校教諭免許状を取得するためには、特別支援学校の対象となる視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱（身体虚弱を含む）、の5領域のほかに、免許法施行規則第7条の第三欄の科目において、重複障害、言語障害、情緒障害（自閉症を含む）、LD、ADHDについて学ぶ必要があります。

特別支援学校の対象となる5領域については次のとおりです。

▼学校教育法施行令第22条の3

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

◆平成 18 年 8 月 17 日付教職員課事務連絡

問 11) 特別支援教育領域を「知的障害者」、「肢体不自由者」、「病弱者」の3領域とした際に、「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」（5単位）には、必ず「視覚障害者」「聴覚障害者」の領域に関する科目を含まなければならないのか。例えば、「重複障害者教育2単位」「LD等2単位」及び「聴覚障害教育1単位」で計5単位になるので、「視覚障害者」に関する科目は設定しなくてもよいか。

答) 第3欄「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」は、免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域と重複障害・LD等のすべてを必ず含まなければならないので、この場合は、「視覚障害者」「聴覚障害者」「重複

障害・LD等」の内容を必ず含まなければならない。(免許法施行規則第7条表備考第3号参照)

「聴覚障害・LD等」については更に次のとおり詳細なルールがあります。

◆[平成18年8月17日付教職員課事務連絡](#)

問14) 「重複障害・LD等」については、「重複障害」、「言語障害」、「情緒障害(自閉症を含む)」、「学習障害(LD)」、「注意欠陥多動性障害(ADHD)」のすべてについて、網羅していなければならないのか。このうち一部を取り扱わない科目を設定することは可能か。

答) 「重複障害・LD等」において、これらのすべてについて網羅しなければならない。しかしながら、例えば、「重複障害」を扱う科目と「言語障害」、「情緒障害(自閉症を含む)」、「学習障害(LD)」、「注意欠陥多動性障害(ADHD)」を扱う科目の2科目を開設するというように、修得すべき事項をいくつかの科目に分割して開設することも可能である。

問12) 「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」(5単位)における「言語障害」や「情緒障害」の扱いはどのようになるのか。例えば、「重複障害」「LD等」「聴覚障害」「視覚障害」「言語障害」「情緒障害」を各々1単位とするなどして開講する必要はないのか。

答) 第3欄「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」を構成する授業科目の設定については、免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域と「重複障害・LD等」を含まなければならない、「重複障害」などをそれぞれ1単位とした授業科目を開設しなければならないという趣旨ではない。

問13) 第3欄「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」について、すべて「含む領域」に関する科目のみで構成してもよいか。

答) 「重複障害・LD等」が含まれる科目においては、当該領域を「中心となる領域」としていただきたい。また、第3欄「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」において、5領域のうち、第2欄「特別支援教育領域に関する科目」に定めた教育領域以外の領域については、「含む領域」でもかまわない。

◆[手引き\(平成25年度改訂版\)](#) 186頁

Q 「重複・LD等領域」に関する内容が含まれる場合は、当該領域を「中心となる領域」として科目を開設しなければならないということだが、例えば、中心となる領域が「視覚障害者に関する教育」として開設される科目の中で、「重複・LD等領域」の内容を一切取り扱うことはできないのか。

A 「視覚障害者に関する教育」が中心となる領域である科目の中で、当該領域に関連する事項として重複障害やLD等の内容を取り扱うことは差し支えない。

しかしながら、含む領域を「重複・LD等領域」として、当該科目が課程認定を受けることはできない。

「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」において、免許状に定められることとなる特別支援教育領域の内容を「含む領域」として扱うことは可能です。

◆平成18年8月17日付教職員課事務連絡

問15)「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」として設定されている授業の中で、免許状に定められることとなる特別支援教育領域の内容を扱うことは可能か。

答) 差し支えない。例えば、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する教育領域の3領域について免許状に定められることとなる特別支援教育領域として設定する場合に、第3欄科目において「視覚障害教育総論」(仮称)という授業科目について、「中心となる領域」を視覚障害者に関する教育、「含む事項」を知的障害者に関する教育として開設することが考えられる。

(4) 特別支援学校教諭の教職課程に配置する必要教職専任教員数は、以下のとおりとする。

免許状に定められることとなる特別支援教育領域		視覚障害者に関する教育	聴覚障害者に関する教育	知的障害者に関する教育	肢体不自由者に関する教育	病弱者に関する教育
		特別支援教育に関する科目	1人以上			
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1人以上	1人以上	1人以上		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1人以上	1人以上	1人以上		

(※) 3(7)の規定にかかわらず、ただし書教員は、本表の必要教職専任教員数の合計の4分の1の範囲内で当該学科等の必要教職専任教員数に算入することができる。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A (No.44)

Q 免許状に定められることとなる特別支援教育領域が、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の3領域で教職課程認定を受けており、その後に、視覚障害者に関する教育領域の認定を追加で受ける場合、授業科目の開設、教職専任教員の追加はどのようなのか。

A 授業科目については、教育職員免許法施行規則第7条表第2欄「特別支援教育領域に関する科目」のうち、視覚障害者に関する教育の領域に関する「心理等に関する科目」を1単位以上、「教育課程等に関する科目」を2単位以上を含む計8単位を新たに授業科目を開設することが必要である。追加で必要となる教職専任教員数については、「視覚障害者に関する教育」の「心理等に関する科目」で1人以上、「教育課程等に関する科目」で1人以上を追加で置かなければならない。

◆令和6年度開設用手引き別冊Q&A (No.46)

Q 平成18年度課程認定審査における経過措置として、「平成18年度に申請を行う大学については、学部・学科等に基礎を置く特別支援教育に関する特別専攻科において、特別支援学校教諭一種免許状の課程認定を受けようとする場合は、学部、学科等の教職専任教員をもって代えることができる」との事務連絡があったが、当該経過措置は現在でも有効か。

A 上記経過措置は、平成18年度教職課程認定申請時においてのみ有効であり、現在は有効ではない。そのため、特別支援学校教諭一種免許状の課程認定を受けている大学の専攻科においては、学部、学科等の教職専任教員を変更届によって変更する場合、変更後の教職専任教員については、専攻科の教職専任教員にあてることができないことに注意すること。なお、平成18年度教職課程認定を受けた大学の専攻科について、現行基準に照らした際に、専攻科における必要教職専任教員数を満たしていない場合には、新たに専攻科における教職専任教員を採用すること。

◆手引き (平成 25 年度改訂版) 186 頁

Q 認定基準4-5(4)に定める、特別支援教育に関する科目における必要専任教員について、免許法に定める特別支援教育領域として知的障害者に関する教育領域及び肢体不自由者に関する教育領域を定めて認定を受けようとする場合は、必要専任教員数は何人か。また、全領域の場合はどうか。

A

①知的障害者及び肢体不自由者に関する教育領域の認定を受ける場合

「特別支援教育の基礎理論に関する科目」において1人以上、「心理等に関する科目」に1人以上、「教育課程等に関する科目」に1人以上、計3人以上置かなければなら

い。

②全領域の認定を受ける場合

以下のとおり、計7人以上置かなければならない。

- ・「特別支援教育の基礎理論に関する科目」：1人以上
- ・「心理等に関する科目」：視覚障害者及び聴覚障害者に関する教育領域については教育領域ごとに1人以上、知的障害、肢体不自由及び病弱者に関する教育領域についてはあわせて1人以上
- ・「教育課程等に関する科目」：視覚障害者及び聴覚障害者に関する教育領域については教育領域ごとに1人以上、知的障害、肢体不自由及び病弱者に関する教育領域についてはあわせて1人以上

◆平成18年8月17日付教職員課事務連絡

問36)「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」の専任教員に医師免許を持つ者を必ず配置する必要はあるか。

答) 必ずしも配置する必要はない。

問38) 必要専任教員数について、「知的障害者」及び「肢体不自由者」に関する教育領域の認定を受けようとする場合で、申請学科が1以上ある場合の専任教員の配置は、学科をまたがって3名以上置けばよいか。それとも申請学科ごとに3名以上置かなければならないか。

答) 申請する学科ごとに、審査基準【現：認定基準】に基づき、必要専任教員数を満たさなければならない。

問39)「教員免許課程認定審査基準【現：教職課程認定基準】における特別支援教育領域に関する科目を担当する「専任教員」とは、当該学科に籍を有する者でなければならないか。例えば3人中1人を他学科教員の兼担では認められないか。

答) 教員免許課程の専任教員は、当該課程の授業科目を担当するだけでなく、学生に対する適切な履修指導を行うなど当該課程の円滑かつ責任ある運営のため重要な役割を担う者であるため、当該課程が置かれる当該学科に籍を有する者でなければならない。

特別支援学校教諭免許状の免許状取得のための各科目では、どのような内容を扱う必要があるかということについて、[特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム](#)が令和4年7月に策定されました。今後はこのコアカリキュラムに基づいて授業内容を設計する必要があります。

現在教職課程認定を受けている学科等に、新たに特別支援学校教諭免許状の課程を追加する場

合は、特別支援学校教諭免許状の課程認定を申請すれば足り、改めて小学校教諭免許状の課程認定を申請する必要はありません。

なお、現在教職課程認定を全く受けていない学科において、特別支援教諭免許状の課程認定を受けるためには、特別支援学校教諭免許状の課程認定申請と同時に、基礎となる免許状（幼稚園、小学校、中学校又は高等学校）の課程認定を受ける必要があります。